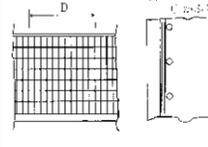
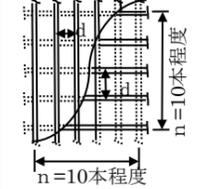
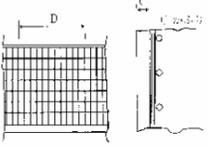
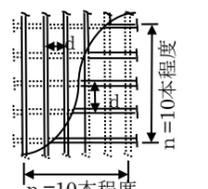
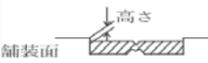
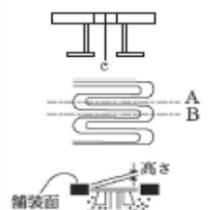
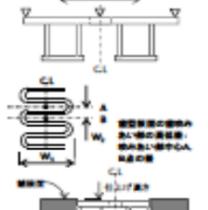


土木工事施工管理基準 新旧対照表

頁	現行（平成30年10月）					改正（令和2年4月）				
施工管理基準	農林土木工事施工管理基準					農林土木工事施工管理基準				
2	7. その他					7. その他 (3) 施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。 なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。				
出来形管理	出来形管理基準及び規格値					出来形管理基準及び規格値				
5	【第3編 土木工事共通編】					【第3編 土木工事共通編】				
	章、節	条	種 別	準用する出来形管理基準	頁	章、節	条	種 別	準用する出来形管理基準	頁
	第7節 地盤改良工	1-7-9 固結工	粉末噴射攪拌工		56	第7節 地盤改良工	1-7-9 固結工	粉末噴射攪拌工		56
			高圧噴射攪拌工		56			高圧噴射攪拌工		56
			スラリー攪拌工		56			スラリー攪拌工		56
生石灰パイル工				56	生石灰パイル工				56	
							中層混合処理工		57	

土木工事施工管理基準 新旧対照表

現行 (平成30年10月)										改正 (令和2年4月)														
単位: mm										単位: mm														
頁	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要		
31	1	3	7	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d=D/(n-1)$ D: n本間の長さ n: 10本程度とする φ: 鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1ヶ所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書(設計編: 標準7編2章2.1) 参照ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・6.6)による。 注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については(注1)第3編1-16-2床版工を適用する	 		1	3	7	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d=D/(n-1)$ D: n本間の長さ n: 10本程度とする φ: 鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1ヶ所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書(設計編: 標準7編2章2.1) 参照ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2)による。 注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については(注1)第3編1-16-2床版工を適用する	 			
							かぶり C	±φかつ 最小かぶり以上										かぶり C	±φかつ 最小かぶり以上					
34	3	1	3	18	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下			3	1	3	18	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部の3点				
							表面の凹凸	3										表面の凹凸	3					
							仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2										仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2					
3	1	3	18	2		伸縮装置工 (鋼製フィンガー ジョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部各3点計9点。 縦方向及び横方向間隔は両端、中央部の3点。			3	1	3	18	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガー ジョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点		
								重線方向各点 誤差の相対差	3											橋軸方向各点 誤差の相対差	3			
								表面の凹凸	3											表面の凹凸	3			
								歯形板面の歯咬み合い部の高低差	2											歯形板面の歯咬み合い部の高低差	2			
								歯咬み合い部の縦方向間隔W1	±2											歯咬み合い部の縦方向間隔W1	±2			
								歯咬み合い部の横方向間隔W2	±5											歯咬み合い部の横方向間隔W2	±5			
								仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2											仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2			

土木工事施工管理基準 新旧対照表

現行 (平成30年10月)										改正 (令和2年4月)												
単位: mm										単位: mm												
頁	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要
35	3	1	3	18	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	車道端部及び中央部付近の3点を測定 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下			3	1	3	18	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	高さについては 車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		
							仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+3										仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+3			
37	3	1	3	23		現場塗装工	塗膜厚	a. ロットの塗膜厚の平均値は目標塗膜厚合計値の90%以上 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。 ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了後に測定。 1 ロットの大きさは500㎡とする。 1 ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が200㎡に満たさない場合は10㎡ごとに1点とする。	出来形管理基準-62		3	1	3	23	現場塗装工	塗膜厚	a. ロットの塗膜厚の平均値は目標塗膜厚合計値の90%以上 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。 ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	各層 塗装終了後に測定。 1 ロットの大きさは500㎡とする。 1 ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が200㎡に満たさない場合は10㎡ごとに1点とする。			
55	3	1	7	9		固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高▽	-50	100本に1箇所 100本以下は2箇所測定 1箇所は4本測定			3	2	7	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高▽	-50	100本に1箇所 100本以下は2箇所測定 1箇所は4本測定		
							位置・間隔w	D/4以内										位置・間隔w	D/4以内			
							杭径D	設計値以上										杭径D	設計値以上			
							深度L	設計値以上	全本数 L=01-02 01は改良体先端深度 02は改良体天端深度									深度L	設計値以上	全本数 L=01-02 01は改良体先端深度 02は改良体天端深度		
						(追加)						3	1	7	9	2	固結工 (中層混合処理)	基準高▽	設計値以上	1,000m3~4,000m3につき1箇所、または施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所		
																		施工厚さt	設計値以上	1,000m3以下、または施工延長40m (50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。		
																		幅w	設計値以上			
																		延長L	設計値以上			

土木施工管理基準 新旧対照表

現行 (平成30年10月)								改正 (令和2年4月)										
頁	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
3	1セメント	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策 (土木構造物) 実施要領	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	1セメント	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策 (土木構造物) 実施要領	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
5			その他	練混ぜ水の水質試験	上水道及び上水道以外の水の場合 JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 塩化物イオン長：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料により確認を行う。	○			その他	練混ぜ水の水質試験	上水道及び上水道以外の水の場合 JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 塩化物イオン長：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料により確認を行う。	○
					回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○					回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	
7		施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前中に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験。またレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2013, 503-2007) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前中に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験。またレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		

土木施工管理基準 新旧対照表

現行（平成30年10月）							改正（令和2年4月）											
頁	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
7	1	セメントコンクリート	施工	必須	単位水量測定	レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）による	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m ³ ～150m ³ ごとに1回及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は、175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	1	セメントコンクリート	施工	必須	単位水量測定	レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）による	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 <u>なお、「15kg/m³以内で安定するまで」とは、「2回連続して±15kg/m³以内の値を観測することをいう。」</u> 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。 <u>その後の配合設計±15kg/m³以内になるまで全運搬車の測定を行う。</u> なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m ³ ～150m ³ ごとに1回及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は、175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。

土木施工管理基準 新旧対照表

現行 (平成30年10月)							改正 (令和2年4月)											
頁	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
11	2 ガス 圧接	施工 前 試験	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> 目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 等 ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等 	<p>熱間押抜法以外の場合</p> <p>①軸心の偏心が鉄筋径 (径の異なる場合は細いほうの鉄筋) の1/5以下。</p> <p>②ふくらみは鉄筋径 (径の異なる場合は細いほうの鉄筋) の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。</p> <p>③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。</p> <p>⑤折れ曲がりの角度が2°以下。</p> <p>⑥著しい垂れ下がり、へこみ、焼き割れがない。</p> <p>⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p> <p>熱間押抜法の場合</p> <p>①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない</p> <p>②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上</p> <p>③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。</p> <p>④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p>	<p>鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。</p> <p>・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。</p> <p>(1)直径19mm以上の鉄筋またはSD490以外の鉄筋を圧接する場合</p> <p>・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。</p> <p>・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。</p> <p>・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。</p> <p>(2)直径19mm未満の鉄筋またはSD490の鉄筋を圧接する場合</p> <p>手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。</p>			2 ガス 圧接	施工 前 試験	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> 目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 等 ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等 	<p>熱間押抜法以外の場合</p> <p>①軸心の偏心が鉄筋径 (径が異なる場合は細い方の鉄筋) の1/5以下。</p> <p>②ふくらみは鉄筋径 (径が異なる場合は細い方の鉄筋) の1.4倍以上。ただし、<u>両方またはいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。</u></p> <p>③ふくらみの長さが鉄筋径 (径が異なる場合は細い方の鉄筋) の1.1倍以上。ただし、<u>両方またはいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。</u></p> <p>④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径 (径が異なる場合は細い方の鉄筋) の1/4以下。</p> <p>⑤折れ曲がりの角度が2°以下。</p> <p>⑥片ふくらみの差が鉄筋径 (径が異なる場合は細い方の鉄筋) の1/5以下</p> <p>⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。</p> <p>⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p> <p>熱間押抜法の場合</p> <p>①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない</p> <p>②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上</p> <p>③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。</p> <p>④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p>	<p>鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。</p> <p>・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。<u>直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接を行う場合、監督員と協議のうえ、施工前試験を省略することができる。</u></p> <p>(1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合</p> <p>・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。</p> <p>・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。</p> <p>・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。</p> <p>(2)SD490の鉄筋を圧接する場合</p> <p>手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。</p>		

土木施工管理基準 新旧対照表

現行 (平成30年10月)								改正 (令和2年4月)												
頁	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
12	2	ガス圧接	施工後試験	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> 目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 等 ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等 	<p>熱間押抜法以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①軸心の偏心が鉄筋径 (径の異なる場合は細いほうの鉄筋) の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径 (径の異なる場合は細いほうの鉄筋) の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しい垂れ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 目視は全数実施する。 特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。 	<p>熱間押抜法以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみを修正する。 ④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ⑤は、再加熱して修正する。 ⑥は、圧接部を切り取って再圧接する。 	2	ガス圧接	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> 目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 等 ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等 	<p>熱間押抜法以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①軸心の偏心が鉄筋径 (径が異なる場合は細い方の鉄筋) の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径 (径が異なる場合は細い方の鉄筋) の1.4倍以上。ただし、<u>両方またはいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。</u> ③ふくらみの長さが鉄筋径 (径が異なる場合は細い方の鉄筋) の1.1倍以上。ただし、<u>両方またはいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。</u> ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径 (径が異なる場合は細い方の鉄筋) の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径 (径が異なる場合は細い方の鉄筋) の1/5以下 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 目視は全数実施する。 特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。 	<p>熱間押抜法以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみを修正する。 ④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ⑤は、再加熱して修正する。 ⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。 	○		
							<p>熱間押抜法の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。 	<p>熱間押抜法の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得る。 ①②③は、再加熱、再加工、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 	<p>熱間押抜法の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。 						<p>熱間押抜法の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得る。 ①②③は、再加熱、再加工、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 					
33	9	転圧	コンクリート	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道	<p>工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わつた場合</p>	<p>上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料により確認を行う。</p>	○	9	転圧	コンクリート	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道	<p>工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わつた場合</p>	<p>上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料により確認を行う。</p>	○
								<p>上水道以外の水 JIS A 5308附属書C</p>	<p>懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上</p>									<p>上水道以外の水 JIS A 5308附属書C</p>	<p>懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上</p>	
								<p>回収水の場合： JIS A 5308附属書C</p>	<p>塩化物イオン：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上</p>									<p>回収水の場合： JIS A 5308附属書C</p>	<p>塩化物イオン：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上</p>	

土木施工管理基準 新旧対照表

現行 (平成30年10月)								改正 (令和2年4月)										
頁	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
47	16吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策 (土木構造物) 実施要領	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	16吹付工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策 (土木構造物) 実施要領	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
			その他	練混ぜ水の水質試験	上水道		工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料により確認を行う。	○			その他	練混ぜ水の水質試験	上水道		工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料により確認を行う。	○
				上水道以外の水 JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○				上水道以外の水 JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上		工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	
			回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上			○		回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○					
51	施工	必須	強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCB F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート (モルタル) を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取り、キャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種についてはミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照			施工	必須	強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCB F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート (モルタル) を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取り、キャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種についてはミキサの練混ぜ性能試験の項目を参照		
			その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2013, 503-2007) または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については上記と同様					その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種については上記と同様

土木施工管理基準 新旧対照表

現行 (平成30年10月)								改正 (令和2年4月)											
頁	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
52	17 現場吹付砕工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策 (土木構造物) 実施要領	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	17 現場吹付砕工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策 (土木構造物) 実施要領	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	
54		その他		練混ぜ水の水質試験	上水道及び上水道以外の水の場合 JIS A 5308 附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 塩化物イオン良：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料により確認を行う。	○		その他		練混ぜ水の水質試験	上水道及び上水道以外の水の場合 JIS A 5308 附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 塩化物イオン良：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料により確認を行う。	○	
				回収水の場合： JIS A 5308 附属書C	塩化物イオン：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	回収水の場合： JIS A 5308 附属書C				塩化物イオン：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。 スラッジ水の濃度は1回/且	○			
57		施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2013, 503-2007) または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種についてはコンクリートの圧縮強度試験の項目を参照		施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種についてはコンクリートの圧縮強度試験の項目を参照			
70	27 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II 鋼橋編18.4.4溶接施工法図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。		27 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II 鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。		○

土木施工管理基準 新旧対照表

現行 (平成30年10月)								改正 (令和2年4月)										
頁	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
70	27 溶接工	施工	必須	型曲げ試験 (19mm未満裏曲げ) (19mm以上側曲げ) : 開先溶接	JIS Z 3122		試験片の形状 : JIS Z 3122 試験片の個数 : 2	<ul style="list-style-type: none"> 溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接施工法図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 		27 溶接工	施工	必須	型曲げ試験 (19mm未満裏曲げ) (19mm以上側曲げ) : 開先溶接	JIS Z 3122		試験片の形状 : JIS Z 3122 試験片の個数 : 2	<ul style="list-style-type: none"> 溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編20.8.4溶接施工法図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 	○
				衝撃試験 : 開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属および溶接熱影響部で母材の要求値以上 (それぞれ3個の平均)	試験片の形状 : JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置 : 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接施工法図-18.4.2衝撃試験片 試験片の個数 : 各部材につき3	<ul style="list-style-type: none"> 溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接施工法図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 					衝撃試験 : 開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属および溶接熱影響部で母材の要求値以上 (それぞれ3個の平均)	試験片の形状 : JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置 : 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編20.8.4溶接施工法図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 II鋼橋編20.8.4溶接施工法図-20.8.2衝撃試験片 試験片の個数 : 各部材につき3	<ul style="list-style-type: none"> 溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編20.8.4溶接施工法図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 	○
				マクロ試験 : 開先溶接	JIS G 0553に準ずる	欠陥があつてはならない。	試験片の個数 : 1	<ul style="list-style-type: none"> 溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接施工法図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 					マクロ試験 : 開先溶接	JIS G 0553に準ずる	欠陥があつてはならない。	試験片の個数 : 1	<ul style="list-style-type: none"> 溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編20.8.4溶接施工法図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 	○

土木施工管理基準 新旧対照表

現行 (平成30年10月)								改正 (令和2年4月)										
頁	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
71	27 溶接工	施工	必須	非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.6外部きず検査18.4.7内部きず検査の規定による	引張側：2個以上 圧縮側：3個以上	試験片の個数：試験片継手全長	<ul style="list-style-type: none"> 溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接施工法図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 (非破壊試験を行う者の資格) 磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305 (非破壊試験一技術者の資格及び認証) に規定するレベル2以上の資格とする。 放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。 		27 溶接工	施工	必須	非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編20.8.6外部きず検査20.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	<ul style="list-style-type: none"> 溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編20.8.4溶接施工法図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 (非破壊試験を行う者の資格) 磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305 (非破壊試験一技術者の資格及び認証) に規定するレベル2以上の資格とする。 放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。 	○
72				マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接施工法図-18.4.3すみ肉溶接試験 (マクロ試験) 溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	<ul style="list-style-type: none"> 溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接施工法図-18.1開先溶接試験溶接方法及び試験片の形状による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 					マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編20.8.4溶接施工法図-20.8.3すみ肉溶接試験 (マクロ試験) 溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	<ul style="list-style-type: none"> 溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編20.8.4溶接施工法図-20.8.3すみ肉溶接試験 (マクロ試験) 溶接方法及び試験片の形状による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 	○

土木施工管理基準 新旧対照表

現行 (平成30年10月)								改正 (令和2年4月)												
頁	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
73	27	溶接工	施工	必須	突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあつてはならない。なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4 (透過写真によるきずの像の分類方法) に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4 (浸透写真によるきずの像の分類方法) に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。超音波探傷試験 (手探傷) の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編表-解18.4.5に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解18.4.5に示されていない継手の内部きず寸法の許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考にてできる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。		34	溶接工	施工	必須	突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあつてはならない。なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4 (透過写真によるきずの像の分類方法) に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4 (浸透写真によるきずの像の分類方法) に示す3類以上とする。 なお、板厚が25mmを超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の1/3とする。 ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。超音波探傷試験 (手探傷) の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編表-解20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	
					外観検査 (割れ)	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305 (非破壊試験-技術者の資格及び認証) に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。						外観検査 (割れ)	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、 判定が困難な 場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305 (非破壊試験-技術者の資格及び認証) に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	
					外観形状検査 (ビード表面のピット)	・目視及びノギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、角継手には、ビード表面にピットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		外観形状検査 (ビード表面のピット)					・目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手 には、ビード表面にピットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算する。				
74				外観形状検査 (アンダーカット)	・目視及びノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.6外部きず検査の規定による。		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編表-解18.4.4に各継手の強度等級を満たす上でのアンダーカットの許容値が示されている。表-解18.4.4に示されていない継手のアンダーカットの許容値は「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考にてできる。		外観形状検査 (アンダーカット)	・目視及びノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査の規定による。		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編表-解20.8.4及び表-解20.8.5に各継手の強度等級を満たす上でのアンダーカットの許容値が示されている。表-解20.8.4及び表-解20.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。						

土木施工管理基準 新旧対照表

現行 (平成30年10月)								改正 (令和2年4月)											
頁	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
75	27 溶接工	施工	必須	外観形状検査 (アークスタッド)	・目視及びノギス等による計測	・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲しなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・クラック及びスラグ巻込み：あつてはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げ合格とする。 ・スタッドジベルの仕上げ高さ：(設計値±2mm)を超えてはならない。							外観形状検査 (アークスタッド)	・目視及びノギス等による計測	・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲しなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・割れ及びスラグ巻込み：あつてはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げ合格とする。 ・スタッドジベルの仕上げ高さ：(設計値±2mm)を超えてはならない。				
79				(追加)						57 中層混合処理※全面改良の場合に適用、混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない	材料	必須	土の含水量試験 土の湿潤密度試験 テーブルフロー試験 土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1203 JIS G 0191 JIS R 5201 JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき	配合を定めるための試験である。		
											その他		土粒子の密度試験 土の粒度試験 土の液性限界・塑性限界試験 土の一軸圧縮試験 土の圧密試験 土懸濁液のpH試験 土の強熱減量試験	JIS A 1202 JIS A 1204 JIS A 1205 JIS A 1216 JIS A 1217 JGS 0211 JGS 0221	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。			
											施工	必須	深度方向の品質確認(均質性)	試料採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認	1,000m ³ ~4,000m ³ につき1回の割合で行う。 試料採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続された改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等によりがたい場合は監督員の指示による。	1.実施頻度は、監督員との協議による。 2.ボーリング等により供試体を採取する。		
													土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを。	1,000m ³ ~4,000m ³ につき1回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。 現場の条件、規模等によりがたい場合は監督員の指示による。	実施頻度は、監督員との協議による。		

土木施工管理基準 新旧対照表

現行 (平成30年10月)							改正 (令和2年4月)																
品質管理写真撮影箇所一覧表							品質管理写真撮影箇所一覧表																
頁	番	号	工	種	写真管理項目			摘要	番	号	工	種	写真管理項目			摘要							
					撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								
11								27		中層混合処理			テーブルフロー試験	適宜 [試験実施中]	不要								
													土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]									
出来形管理写真撮影箇所一覧表							出来形管理写真撮影箇所一覧表																
頁	編	章	節	条	枝番	工	種	写真管理項目			摘要	編	章	節	条	枝番	工	種	写真管理項目			摘要	
								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度									撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
25	3	2	7	9		固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)		位置・間隔	杭径	1施工箇所に1回 [打込後]	代表箇所 各1枚	写真管理基準-37	3	1	7	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)		位置・間隔	杭径	1施工箇所に1回 [打込後]	代表箇所 各1枚
								深度															深度
																		施工厚さ	幅	1,000m ³ ~4,000m ³ につき1回、または施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1回 [施工厚さ 施工中] [幅 施工後]	代表箇所 各1枚		

土木施工管理基準 新旧対照表

頁	現行（平成30年10月）	改正（令和2年4月）																																										
78	盛土材料取扱基準	盛土材料取扱基準																																										
78	<p>2. 用語の定義</p> <p>5) 再生盛土材 再生材とは、セメントコンクリート発生材、アスファルトコンクリート発生材を再生処理工場で破砕した製品をいう。</p>	<p>2. 用語の定義</p> <p>5) <u>再生材（再生盛土材、再生基礎裏込材）</u> 再生材とは、セメントコンクリート発生材、アスファルトコンクリート発生材を再生処理工場で破砕した製品をいう。</p>																																										
79	3. 材料の品質規格	<p>3. 材料の品質規格</p> <p><u>4) 再生基礎裏込材</u> <u>再生基礎裏込材は、農林土木工事共通仕様書第2編2-2-8その他の砂利、碎石、砂等第5項（同第2編2-3-3アスファルト舗装用骨材第1項）の規定に適合しなければならない。</u></p>																																										
80	<p>5. 材料の検査</p> <p>(3) 土質試験内容 材料の品質を検査するため、次の土質試験により実施するものとするし、調査に要する費用は申請者が負担するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土の含水比試験</td> <td>JISA1203</td> <td>3 試料又は 6 試料</td> </tr> <tr> <td>土の粒度試験</td> <td>JISA1204</td> <td>3 試料又は 6 試料</td> </tr> <tr> <td>土の液性・塑性限界試験</td> <td>JISA1205</td> <td>3 試料又は 6 試料</td> </tr> <tr> <td>土の締固め試験</td> <td>JISA1210</td> <td>3 試料又は 6 試料</td> </tr> <tr> <td>変状土 C B R 試験</td> <td>JISA1211</td> <td>3 試料又は 6 試料</td> </tr> <tr> <td>土粒子の比重、レキのカサ比重及びレキの吸水量試験</td> <td><u>(KODANA1202)</u></td> <td>3 試料又は 6 試料</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	試験方法	備考	土の含水比試験	JISA1203	3 試料又は 6 試料	土の粒度試験	JISA1204	3 試料又は 6 試料	土の液性・塑性限界試験	JISA1205	3 試料又は 6 試料	土の締固め試験	JISA1210	3 試料又は 6 試料	変状土 C B R 試験	JISA1211	3 試料又は 6 試料	土粒子の比重、レキのカサ比重及びレキの吸水量試験	<u>(KODANA1202)</u>	3 試料又は 6 試料	<p>5. 材料の検査</p> <p>(3) 土質試験内容 材料の品質を検査するため、次の土質試験により実施するものとするし、調査に要する費用は申請者が負担するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土の含水比試験</td> <td>JIS A 1203</td> <td>3 試料又は 6 試料</td> </tr> <tr> <td>土の粒度試験</td> <td>JIS A 1204</td> <td>3 試料又は 6 試料</td> </tr> <tr> <td>土の液性・塑性限界試験</td> <td>JIS A 1205</td> <td>3 試料又は 6 試料</td> </tr> <tr> <td>土の締固め試験</td> <td>JIS A 1210</td> <td>3 試料又は 6 試料</td> </tr> <tr> <td>変状土 C B R 試験</td> <td>JIS A 1211</td> <td>3 試料又は 6 試料</td> </tr> <tr> <td><u>粗骨材の密度及び吸水率試験</u></td> <td><u>JIS A 1110</u></td> <td>3 試料又は 6 試料 <u>粒径37.5～75mmで実施</u></td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	試験方法	備考	土の含水比試験	JIS A 1203	3 試料又は 6 試料	土の粒度試験	JIS A 1204	3 試料又は 6 試料	土の液性・塑性限界試験	JIS A 1205	3 試料又は 6 試料	土の締固め試験	JIS A 1210	3 試料又は 6 試料	変状土 C B R 試験	JIS A 1211	3 試料又は 6 試料	<u>粗骨材の密度及び吸水率試験</u>	<u>JIS A 1110</u>	3 試料又は 6 試料 <u>粒径37.5～75mmで実施</u>
試験項目	試験方法	備考																																										
土の含水比試験	JISA1203	3 試料又は 6 試料																																										
土の粒度試験	JISA1204	3 試料又は 6 試料																																										
土の液性・塑性限界試験	JISA1205	3 試料又は 6 試料																																										
土の締固め試験	JISA1210	3 試料又は 6 試料																																										
変状土 C B R 試験	JISA1211	3 試料又は 6 試料																																										
土粒子の比重、レキのカサ比重及びレキの吸水量試験	<u>(KODANA1202)</u>	3 試料又は 6 試料																																										
試験項目	試験方法	備考																																										
土の含水比試験	JIS A 1203	3 試料又は 6 試料																																										
土の粒度試験	JIS A 1204	3 試料又は 6 試料																																										
土の液性・塑性限界試験	JIS A 1205	3 試料又は 6 試料																																										
土の締固め試験	JIS A 1210	3 試料又は 6 試料																																										
変状土 C B R 試験	JIS A 1211	3 試料又は 6 試料																																										
<u>粗骨材の密度及び吸水率試験</u>	<u>JIS A 1110</u>	3 試料又は 6 試料 <u>粒径37.5～75mmで実施</u>																																										